

公正な適正手続きによるヒアリングとは

公正な適正手続きによるヒアリングは、障害を持つお子様のための無償の適切な公的教育(Free Appropriate Public Education (FAPE))の特定、評価、教育環境または提供に関するご両親と学校側の間の意見の相違を解決することを目的としています。他の異議解決方法に比べ、適正手続きは、より公式な手続きです。適正手続きによるヒアリングは、行政手続きであり、どのような種類の証拠を提示できるか、どのような方法でその証拠を提示できるかについて、いくつかのルールが設定されています。これらのルールは、各当事者が公正なヒアリングを受けられるようにするためです。行政法判事(administrative law judge (ALJ))が適正手続きによるヒアリングの議長となり、各ケースについて最終判断を下します。ALJによる決定に不服のある当事者は、裁判所に上訴することができます。適正手続きによるヒアリングに参加する当事者は、手続き全体を通して弁護士を立てることが一般的ですが、必ずしもそうする義務はありません。

知っておくべき事柄：

適正手続きは、問題について家族や学校側が気づいた、あるいは気づくべきであった日から 2 年以内に要請しなければなりません。

- この期限は、学校側が問題が解決したと具体的な虚偽の説明をした場合や、学校が必要な情報を保護者に提供しなかったために、保護者が適正手続きを申し立てられなかった場合には適用されません。

適正手続きは、以下の適正手続きによるヒアリング要請書の提出により開始されます。

- 家族または学校による申し立て。
- 秘密裏での申し立て。
- 生徒の氏名、自宅住所、学校名、および問題または紛争の内容を記載。
- 問題の解決策の提案。
- 相手方および Georgia Department of Education の両方に送付。

適正手続きによるヒアリングの要請書受領後 15 日以内に、相手方の当事者は、要請書に必要な情報が含まれていないと考える場合、異議申し立てすることができます。異議申し立てのためには、ALJ に書面で通知しなければなりません。

適正手続きによるヒアリングの要請書受領後 10 日以内に、相手方の当事者は要請書内の問題に対する回答を送付しなければなりません。保護者から適正手続きが要請された場合、学校側はなぜ措置を講じたいのか、あるいは措置を拒否するのかを説明する事前通知書を送らなければなりません。

保護者から適正手続きが要請されたら、学校側は15日以内に異議解決のためのミーティングを開催しなければなりません。これは解決ミーティングと呼ばれています。このミーティングには保護者、IEP チームの担当メンバー、意志決定の権限を持つ学校側代表者が出席しなければなりません。保護者側が弁護士を同席させないかぎり、学校側の弁護士もミーティングに出席しない場合もあります。

解決ミーティングは、保護者と学校側の両者が書面で同意した場合、開催の権利を放棄することができます。また、両者が解決のために調停を利用することに同意した場合も、解決ミーティング開催の権利は放棄されます。この解決ミーティングに保護者が出席しない場合、ヒアリングの開催が遅れたり、ALJ が保護者の適正手続きによるヒアリングの要請を却下する場合もあります。

適正手続きによるヒアリングの開始までに、30 日間の解決期間が必要です。解決期間が終了するか、当事者が合意に至ることは不能であると報告したら、ALJ が 45 日以内に書面での決定を発行しなければなりません。

適正手続きによるヒアリングの営業日 5 日前までに、両当事者はヒアリングにおいて提示したいすべての証拠を互いに提供しなければなりません。これには、証言のために召喚したい全証人のリストも含まれます。この情報を相手側に提供しなかった場合、ヒアリングでその情報を提示することを拒絶される場合があります。

適正手続きを要請した側がヒアリングで証明をする義務を負っています。つまり最初に証拠を提示する必要があるということです。この証拠は、問題を証明するために十分かつ完全でなければなりません。

適正手続きによるヒアリングは、保護者にとって相応に都合のよい日時と場所で開催されなければなりません。保護者はお子様を同席させることができ、またヒアリングを一般公開とすることができ、ヒアリングについて無料で記録させることができます。

ALJ による決定後 90 日以内に、いずれの当事者側からも、適切な裁判所において民事裁判を申し立てることが可能です。

保護者側が裁判で勝訴した場合、弁護士費用は相手側から弁済されます。学校側が勝訴し、ALJ が保護者による申し立てが根拠のない不当なものであると判断した場合、保護者側に対して学校側の弁護士費用の弁済を命じられる場合もあります。

ご家族のための助言：

適正手続きは正式な法的手続きです。

適正手続きは、双方が他の方法で意見の相違について解決する努力をした後に、申し立てられるべきものです。お子様の担任教師や校長、特殊教育ディレクター (Special Education Director) に相談することで解決できることもあります。適正手続き等の正式手続きを利用する前に、そのような方法を試してみてください。

適正手続きには法律で期限が定められています。適正手続きを申し立てた日から、ALJ が決定を下す間での間に、少なくとも10週間 (多くの場合は 4 ヶ月から 6 ヶ月ほどかかります) はかかります。

当事者の双方に、適正手続きによるヒアリングにおいて代理人を立てる権利があります。お子様のご家族は、ヒアリングのために弁護士を立てることができます。ほとんどの学区も、ヒアリングには弁護士を同席させます。

適正手続きによるヒアリングは無償で提供されます。但し、ご自分の弁護士費用と、ヒアリングで専門家の証言を得る場合の費用については、個人負担となります。

地域の学校には、低料金あるいは無料で法的サービスの提供者のリストが備えられているはずです。このリストを学校からもらってください。

適正手続きによるヒアリング要請書の書き方

- 具体的に書いてください。保護者側の言い分を裏付ける事実を記載しなければなりません。
- 要領よく書いてください。事実を、論理的な順番を追って書いてください。たとえば、時系列、問題別、あるいは特定の教育上のルール別に事実を述べてください。

適正手続きの準備

- 可能であれば、準備を始める前に、適正手続きによるヒアリングに関する専門家に相談してください。
- ヒアリングにおいて提示できる証拠があることを確認してください。証拠は、ヒアリングで提示する書類であったり、ヒアリングに召喚する証人であったりします。
- 証拠を裏付けるために、「専門家」による証言を利用することを検討してください。
- ヒアリングの前に、ALJ との間で行われる事前ヒアリング会議で問題を提議することができます。事前ヒアリング会議は、誰でも要請することができます。
- 最初の陳述、自身の証人に対して行う質問、学校側証人に対して行いたい質問を書き出してください。
- ヒアリングに関係のあると思われるすべての記録を検討してください。これらの書類についての発言について具体的に準備してください。

申し立ての提示

- 適正手続きによるヒアリングは正式な手続きです。それにふさわしい服装と振る舞いをしなければなりません。
- ALJ や相手方に対して敬意を払わなければなりません。すべての当事者が法廷での権利を有します。
- 単刀直入に要領を得た発言してください。ALJ は問題の核心に単刀直入に話を進めるプレゼンテーションを好みます。ALJ はヒアリングでの個人的な対立や言い争いは許しません。

ヒアリング後

- ALJ からの命令が書面で交付され、郵送で保護者に送付されます。郵便箱をチェックしてください。
- 上訴の権利がいつ失効するかを知るため、決定を受け取った日を確認してください。適切な期限内に決定に対して上訴しなかった場合、それ以上の法的措置を取ることができなくなります。

詳細な情報については以下にご連絡ください。

ペアレント ツー ペアレント オブ ジョージア (Parent to Parent of Georgia)
770-451-5484 または 800-229-2038

www.p2pga.org

Georgia Department of Education 特殊教育サービス支援局
(Division for Special Education Services and Supports)

404-656-3963 または 800-311-3627 に電話し、「特殊教育 (Special Education)」に電話を回すよう伝えてください。

http://www.gadoe.org/ci_exceptional.aspx

Georgia Department of Education 実施マニュアル

http://www.gadoe.org/ci_exceptional.aspx?PageReq=CIEXCImpMan

(異議解決の章を参照してください。)

その他の情報源：学区の特殊教育ディレクター (Special Education Director) にご相談ください。